

## 部活動の地域移行スタートアップ補助金交付要領

(保健体育課課長決裁)

(通則)

第1条 部活動の地域移行スタートアップ補助金（以下「補助金」という。）の交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号。以下「要綱」という。）の規定によるほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、部活動の地域連携・地域移行を支援するため、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助することにより、市町における部活動の地域連携・地域移行推進を図ることを目的とする。

(交付対象事業及び補助率)

第3条 教育長は、市町が行う次に掲げる交付対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として教育長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 交付対象事業

市町において令和6年度以降に新たに実施する（拡充を含む）、部活動の地域連携・地域移行に係る事業

(2) 交付対象事業から除外する事業

次のアからイのいずれかに該当する事業は交付対象事業から除外する。

ア 国など他の補助金等を充当している事業（ただし、他の補助金等において補助対象外となっている経費（自治体独自の上乗せ部分など）については補助対象経費とする。）

イ 国委託事業等の対象となる事業

2 対象市町、基準額、対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

3 第1項(1)に掲げる交付対象事業に対する補助金は、下記(1)により算出した額と下記(2)により算出した額を比較して少ない方の額とする。

(1) 別表1第2欄に定める基準額に第4欄の補助率を乗じて得た額

(2) 個別事業ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額に第4欄の補助率を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）を算出したうえで、その額を合計した額

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町長、市町教育長は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

(1) 部活動の地域移行スタートアップ補助金事業実施計画書（様式第2-1号）

(2) 部活動の地域移行スタートアップ補助金事業積算内訳書（様式第2-2号）

(3) 部活動の地域移行スタートアップ補助金事業収支予算書（様式第3号）

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、同項の申請書に添付する書類を別に定めることができる。

- 3 市町長・市町教育長は、第1項に定める申請書類を教育長が別途定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 教育長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容の審査を行い、交付対象事業を決定する。

- 2 前項に定める審査は次の(1)から(5)までの視点により実施する。

- (1) 事業の効果

- ・事業を実施することで、部活動の地域連携・地域移行の取組の充実に大きな効果が見込まれるか。
- ・取組の広がりが見込まれるか。

- (2) 手段の有効性

- ・現状や課題が十分に分析されており、その解決策としてふさわしいものであるか。

- (3) 新規性

- ・新規性のある取組であるか。

- (4) 持続可能性

- ・地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らした持続可能な取組であるか。

- (5) 市町優先度

- ・市町自身の優先度はどうか。

- 3 教育長は、第1項で採択された事業について、補助金の交付決定を行い、市町長、市町教育長へ通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第6条 市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に交付申請取下げ書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(変更申請)

第7条 市町長、市町教育長は、交付決定後に申請の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ変更交付申請書(様式第5号)及び第4条第1項各号に準ずる添付書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、軽微な変更とは個別事業毎の補助対象経費の20%以内の変更をいう。

- 2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第8条 市町長、市町教育長は、交付対象事業を中止又は廃止する場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 市町長、市町教育長は、交付対象事業を完了したときは、事業完了の日から

起算して 30 日を経過した日又は交付決定があった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

- (1) 部活動の地域移行スタートアップ補助金事業実施報告書（様式第 8 - 1 号）
  - (2) 部活動の地域移行スタートアップ補助金事業支給実績内訳書（様式第 8 - 2 号）
  - (3) 部活動の地域移行スタートアップ補助金事業収支決算書（様式第 9 号）
- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、同項の報告書に添付する書類を別に定めることができる。

#### （補助金の額の確定）

第 10 条 教育長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町長、市町教育長に通知する。

#### （補助金の支払い）

第 11 条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に支払うものとする。市町長、市町教育長は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第 10 号）を提出しなければならない。

#### （交付決定の取り消し等）

第 12 条 教育長は、第 8 条の交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町長、市町教育長が、法令又は法令に基づく処分等に違反した場合
- (2) 市町長、市町教育長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町長、市町教育長が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

#### 附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

1 対象市町	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
県内各市町	1 市町につき、 667千円	第3条第1項にかかる事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	1 / 3